

## 令和6年度 第3回中野区文化財保護審議会 議事要旨

- 1 開催日時  
令和7年3月25日(火) 14時から15時10分
  - 2 開催場所  
中野区役所7階 701・702会議室
  - 3 出席者  
委員：大石学、仲町啓子、内田青蔵、松原智美、山崎祐子、渡辺丈彦（敬称略）  
事務局：区民部 文化振興・多文化共生推進課  
（富士縄課長、佐藤文化財担当係長、比留間学芸員、藤掛学芸員、小林主事）
  - 4 傍聴者  
2名
  - 5 報告事項
    - (1) 名勝哲学堂公園について
    - (2) 埋蔵文化財について
    - (3) 旧中野刑務所正門について
    - (4) 文化財の取扱いについて（進捗報告）
    - (5) 山崎家ひな人形の修復について
  - 6 公開の可否  
公開
- ・配付資料
- |       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 資料1-1 | 名勝哲学堂公園の令和6年度の現状変更等について     |
| 資料1-2 | 令和6年度名勝哲学堂公園の整備及び今後の予定について  |
| 資料2   | 令和6年度埋蔵文化財対応状況について          |
| 資料3   | 旧中野刑務所正門について                |
| 資料4   | 区内文化財の保存と活用に向けた考え方の一部修正について |
| 資料5   | 山崎家のひな人形（古今雛）の修復について        |

## 報告事項

### (1) 名勝哲学堂公園について

#### ・事務局

資料1-1「名勝哲学堂公園の令和6年度の現状変更等について」、資料1-2「令和6年度名勝哲学堂公園の整備及び今後の予定について」に基づき、説明。

#### ・委員

区、都、国のすみわけはどうなっているのか。

#### ・事務局

文化財保護法施行令の中で、区の許可で行える現状変更の範囲が定められており、該当するものを区で許可している。土地の掘削等、名勝に及ぼす影響が大きいものについては、文化庁や都に確認し、文化庁の許可を得たうえで実施している。

#### ・委員

大変な仕事ではあるが、大枠の進め方に沿っていかと思う。

### (2) 埋蔵文化財について

#### ・事務局

資料2「令和6年度埋蔵文化財対応状況について」に基づき、説明。

#### ・委員

俯瞰写真はドローンで撮っているのか。

#### ・事務局

そのとおりである。

#### ・委員

「試掘・確認調査」に正門内部と記載があるが、旧中野刑務所正門のことか。

#### ・事務局

そのとおりである。第1回文化財保護審議会で報告させていただいた正門内部の遺構のことである。

#### ・委員

埋蔵文化財包蔵地の照会件数は前年度比で約1.6倍ということだが、試掘増になると負担が増える心配はないか。負担が増えることを避けるために試掘を実施しない状況に陥ることはないか。対応可能か。

#### ・事務局

今のところ対応できている。

#### ・委員

弥生町から弥生時代の遺跡が出てきた。初めから遺跡があるとわかっていたところを確認したのか。

#### ・事務局

周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれている場所だったため、試掘が事前に必要であると指導を行い、実際に試掘をした結果、遺跡が見つかり本格調査を行った。

#### ・委員

弥生町という地名はいつついたのか。

・事務局

弥生土器が見つかったから弥生町という地名になったと聞いている。なお、弥生土器の「弥生」は、文京区本郷の弥生町で発見されたことから名づけられた。

(3) 旧中野刑務所正門について

・事務局

資料3「旧中野刑務所正門について」に基づき、説明。

・委員

刑務所正門の曳家はいよいよ七月か。

・事務局

現時点ではそこまで明確ではなく、令和7年夏頃である。

・委員

仮囲いに貼るシートは楽しみである。見学会が7月ということで、夏休みの時期のため人が多くなると思う。最後（令和3年度）の見学会も人が多かったので、関心も深まっていくと考えられる。見学会以外の時は覗き窓のようなものはあるのか。

・事務局

資料3の写真3のように、白いパネルの間に透明なパネルがあり、北側、南側などの複数箇所に設置している。現在の正門の位置の北側にも設置している。

・委員

発掘も含めて我々委員が見学する機会を設けてほしい。報告だけでなく、実際の現場がどうなっているのか、議論する段階で実際に見ておく必要がある。発掘された竪穴式住居等についても、確認する機会が必要である。他区でも現場を見せている。あくまで机上の空論で終わるのではなく、現場を見る機会をつくってほしい。

今回の曳家の技法は今までにない新しいやり方で、日本の中でもなかなか行われていない方法である。曳家の直前ではなく、ある程度整備された段階で、委員全員は無理だが、そのプロセスについていくつか拝見させていただく機会を作っていただきたい。これは要望である。

・委員

これまでも機会を作っていたが、より頻繁でも構わない。門の記録はどういう状況か。

・事務局

解体調査や工事の様子については映像撮影し、区のHPでも映像公開している。今後とも順次公開していく予定である。

・委員

広報について、テレビ局が来て撮影してもらうのか。

・事務局

報道機関にも情報提供していく。そのうえで取材があれば、協力して情報発信していく。

・委員

歴史的な価値があること、新しい工法であることはアピールできる点である。二度と

ない機会だと思うので、積極的に情報発信をしてもらいたい。

門のグッズがあったら良いと思うがどうか。トートバッグやクリアファイルなど。

・事務局

今後検討してまいりたい。

#### (4) 文化財の取扱いについて（進捗報告）

・事務局

資料4「区内文化財の保存と活用に向けた考え方の一部修正について」に基づき、説明。

・委員

前回の審議会で出た意見を上手く取り入れ、改定いただいた。

・委員

破損が厳しい、後継者がいない、修復が必要などの様々なケースがある。判断については、文化財保護審議会で行うのか。

・事務局

資料4の4（2）記載のとおり、文化財保護審議会委員の皆様、あるいは専門家に文化財の価値や緊急性に関する判断を仰いでいく。

・委員

客観性が持てる場で判断すると良い。

・委員

今までの仕事量に加えてフォローアップしていくことになるが、リソースは大丈夫か。

・事務局

区内の説明板設置で寺社に確認に行く際に話を伺うなど、できるところから少しずつ始めていきたい。

・委員

以前に近代建築に関してボランティアに協力してもらったと思うが、なくても大丈夫なのか。

・事務局

専門性が必要なものについては委託等も考えていきたい。

・委員

負担にならないように様々な可能性、パターンを考えて進めてほしい。

・事務局

区民からの情報提供は、今回フォローアップしていく中で必要な情報源と考えている。「5 まとめ」のとおり、文化財行政を進めていくうえで適切な人的リソースも探していきたい。人的リソースを揃えて進めていくのは難しいため、進めていく中で必要性を鑑みながら体制を改めていきたい。

・委員

フォローアップのためのフォローアップもぜひお願いしたい。

・委員

「5 まとめ」のとおり、今回は建物が対象となっているが、相当な金額がかかる。調査費に加えて修理費もかかってくる点が、今後難点となる。クラウドファンディング

だけでなく、基金を集めてストックすることなどは、先んじて始めてよいのではないか。中野区が重点的に活動するのであれば、同時進行で基金を集めながら進めると、スムーズに物事が展開するのではないかと思うので、検討していただきたい。

・委員

「5 まとめ」で学芸員と記載があるが、おそらく無形文化財や先ほど例であった講をやめてしまうので寄贈したいという話は、資料館に話がいくと思う。区が全て背負わずにうまく仕分けしながら、資料館と連携してできるとよい。

・事務局

先ほどの情報収集にも重なるが、歴史民俗資料館でも区民から情報をいかに集められるか、また歴史民俗資料館と連携しながら調査や情報を深めていける体制や仕組みづくりが必要と考えている。区民から情報が集まる仕組みを同時に考えていきたい。

・委員

残した文化財的資源をどう活用していくか。教育に還元していく関係性を作っていかなければならない。特に小・中学校での教育でうまく利用してもらえるプログラムを作ることなども一緒に進めていかないと、成果が浸透していかない。

#### (5) 山崎家ひな人形の修復について

・事務局

資料5「山崎家のひな人形（古今雛）の修復について」に基づき、説明。

・委員

作業を行っているのは埼玉県の岩槻の職人か。

・事務局

おっしゃるとおりである。人形や仏像の修復を専門とする古文化財保存修復研究所に依頼している。

・委員

細かい技術で、いつまでも作業映像を見ていたい丁寧な仕事である。

・委員

今回修復したものと今後修復するものは指定文化財か。

・事務局

おっしゃるとおりである。

・委員

経緯のところで文化財的価値づけの1行があってもよい。どれほど重要なことをしているか伝わらない。修理しながら詳細がわかることもあり得るので、まとめると良い。

・委員

雛人形は年代推定が難しいので、修理で判明したことや年代推定に関わるものがあれば、成果として大きく発表できる。

・委員

樟脳は無くなっていたのか。

・事務局

僅かに残っているだけであった。

- ・ 委員  
いつ頃入れたことになるか。
- ・ 事務局  
和紙には手書きではなく、印刷されている「號」の字があったため、昭和から大正あたりと思われる。
- ・ 委員  
布の年代推定は難しいか。どこの産地か少しでも分かると面白いが。
- ・ 事務局  
年代まではなかなか厳しいが、普段は見えていないところをめくって色の観察などを行ったところである。
- ・ 委員  
これだけ見事な模様を織っているので、調べたら何か出てくるかもしれない。
- ・ 委員  
刑務所正門同様に、修復過程をずっと見ていると楽しい。区民も中々見る機会はない。
- ・ 事務局  
修復過程については今後公開したい。
- ・ 委員  
映像は誰が撮ったのか。
- ・ 事務局  
私が撮影した。
- ・ 委員  
大変貴重でとてもよい。職人に撮影を依頼するのは難しいこともある。

以上

## 令和6年度 第3回中野区文化財保護審議会 次第

### 1 日 時

令和7年3月25日(火) 午後2時から午後4時(終了時間は予定)

### 2 会 場

中野区役所7階 701・702会議室

### 3 内 容

#### 【報告事項】

- ・名勝哲学堂公園について
- ・埋蔵文化財について
- ・旧中野刑務所正門について
- ・文化財の取扱いについて(進捗報告)
- ・山崎家ひな人形の修復について

#### 【配付資料】

- ・資料1-1 名勝哲学堂公園の令和6年度の現状変更等について
- ・資料1-2 令和6年度名勝哲学堂公園の整備及び今後の予定について
- ・資料2 令和6年度埋蔵文化財対応状況について
- ・資料3 旧中野刑務所正門について
- ・資料4 区内文化財の保存と活用に向けた考え方の一部修正について
- ・資料5 山崎家のひな人形(古今雛)の修復について

## 名勝哲学堂公園の令和6年度の現状変更等について

## 1 現状変更について

令和6年度（令和7年3月18日現在）に許可した現状変更は、以下のとおりである。

## (1) 中野区教育委員会許可分

2年以内の期間に限って設置される小規模建築物の設置が1件、工作物の更新が2件、木竹の伐採が6件で、最も多かったのは木竹の伐採である。老齢化や日照不足等で枯損した樹木を放置すると、枝折れや倒木が発生し、来園者の安全を脅かす恐れがあるため、伐採を行っている。

なお、現在作成中の「名勝哲学堂公園再整備基本設計」（以下、「再整備基本設計」という。）では、令和5年度に策定した「名勝哲学堂公園再整備基本計画」（以下、「再整備基本計画」という。）で示された再整備の方向性に基づき、風致景観の保全と、樹林内に生息する鳥類、昆虫類等の生息環境にも配慮しながら、樹木が健全に生育できるよう、再整備の具体的な設計を進めているところである。

## (2) 文化庁許可分

幽霊梅の樹勢回復措置、常識門周辺での埋蔵文化財確認調査（詳細は別紙1-2参照）、児童遊園南側の木製の藤棚の更新の3件である。いずれも、七十七場に係るものや土地の掘削を伴うものであるため、東京都教育庁へ相談のうえ、申請を行った。

## 2 文化庁への届出について

令和6年5月に中野区役所の所在地が変わったことから、所有者（管理者）の所在場所の変更の届出を行ったほか、主に老朽化による七十七場のき損が確認されたため、東京都教育庁に報告のうえ、き損の届出を行った。なお、当該き損の程度は比較的軽微であり、哲学堂公園の本質的価値が著しく損なわれるものではない。また、七十七場は名勝の本質的価値を構成する要素であるため、修復に際しては、名勝としての本質的価値を損ねないよう慎重に検討のうえ、今後の哲学堂公園再整備の中で実施していく予定である。

## 3 今後の予定について

名勝哲学堂公園の現状変更については、令和4年度に「名勝哲学堂公園保存活用計画」（以下、「保存活用計画」という。）が策定されるまでは、保存活用の方針が定まっていなかったため、緊急性の高いものに限り、文化庁及び東京都教育庁と協議を行ったうえで実施していた。令和5・6年度は、策定された保存活用計画・再整備基本計画に則り、文化庁及び東京都教育庁と必要に応じて協議のうえ、現状変更を進めているところである。

令和7年度は、常識門の修復工事や、管理棟周囲などでの埋蔵文化財確認調査の実施を予定しており、再整備基本設計・実施設計が策定された後、園内の再整備工事が本格的に開始される。いずれも文化庁及び東京都教育庁と協議や情報共有を行ったうえで、適切な時期に現状変更の手続きを行い、整備を進めていく。

## 令和 6 年度名勝哲学堂公園の整備及び今後の予定について

哲学堂公園の再整備は令和 6 年度第 2 回文化財保護審議会（令和 6 年 1 2 月 2 4 日開催）で報告したとおり、再整備に向けた設計の作業を進めている。哲学堂公園は本質的価値を有すると評価されている七十七場を中心に、公園全体が文化財であることから、修復及び保存し後世に伝えていく必要がある。このうち文化財に係る常識門と斜面地の石積の調査について進捗の報告をする。

## 1 常識門

常識門は台地部分に存在する塀重門の形式を持つ木製の門であり、正面右側に小脇扉、両脇に建仁寺垣が付属している。建築年代は明治 4 2（1 9 0 9）年から明治 4 5（1 9 1 2）年頃と推定される。その後、昭和 6 3（1 9 8 8）年には「哲学堂建造物四棟」として他の建物と共に中野区指定有形文化財に指定されている。令和 6 年度は設計の業務を行い、来年度以降に修復工事を行う予定となっている。事前の調査では、本柱や控柱、両脇の建仁寺垣、使用されている金物類の腐朽や変形が認められており、活かせる部材は再利用し、傷んだ箇所は取替える方針で設計を進めている。また地中の基礎形状についての確認をするため埋蔵文化財確認調査を実施した。その結果、現状地盤面から深さ約 3 0 cm 程度で地山（ソフトローム）が検出され、その地山を掘り込むように本柱の基礎が確認された。基礎形状は根巻金物の周囲に捨てコンクリート（基礎工事前に打設するコンクリート）を用いて据えられていた。両脇の建仁寺垣や小脇扉の下部構造は地山まで到達していなかった。なお出土遺物から縄文時代中期の土器が複数片確認された。哲学堂公園は名勝であると同時に哲学堂公園内遺跡（中野区 No. 3 4 遺跡）であるため、遺跡の展開を追認できたことは重要である。修復工事においては元の位置に柱を据え、遺跡への影響が少ないと判断しているため、立会い調査を行い、必要以上の掘削は行わないよう工事事業者に指導をしていくことになる。

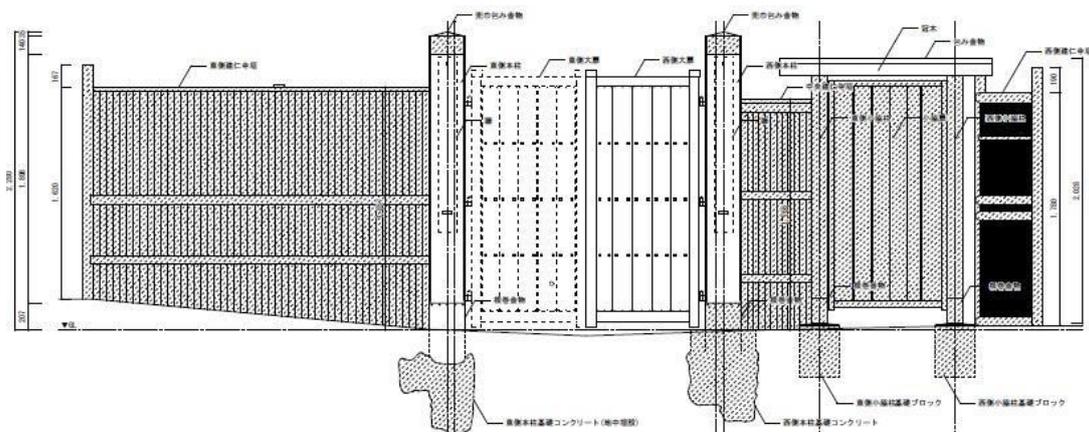


図 1 常識門設計前



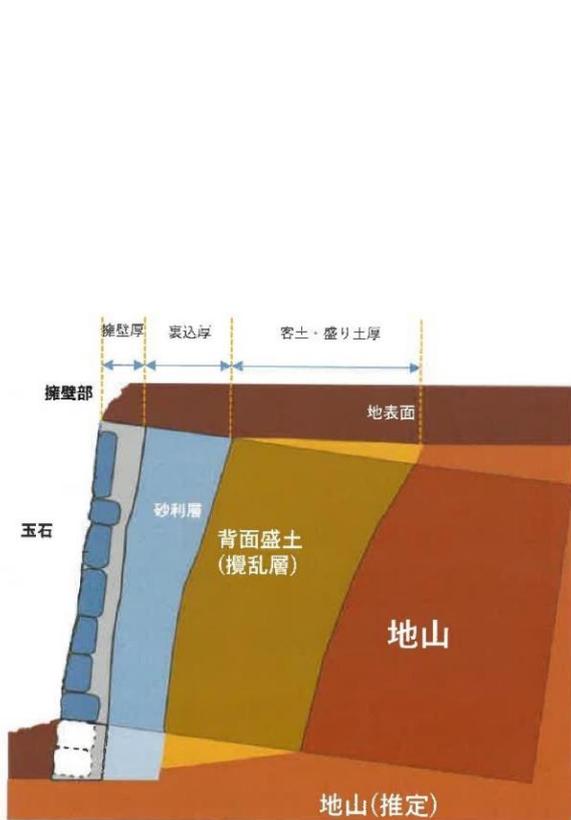


図3 背面砂利層有り断面図

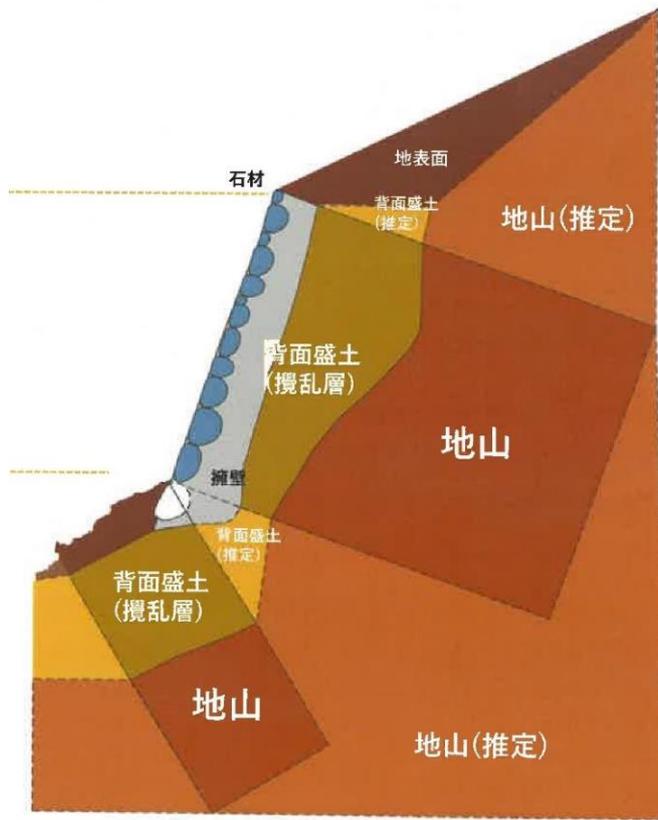


図4 背面砂利層無し断面図

### 3 その他

哲学堂公園再整備は古建築物や石積のみではなく、園内のインフラや管理棟建て替えなど多岐に渡っている。また、令和7年3月5日と3月9日に全体的な再整備に関する住民説明会を行い、進捗状況と今後の予定について報告を行うとともに、意見を伺った。

	短期		中期		長期
公園施設	基本設計	実施設計・工事（第1期）	実施設計・工事（第3期）		
			実施設計・工事（第2期）	実施設計・工事（第4期）	
管理棟	運営・活用方針検討、設計等		仮設・準備工	建築工事	
古建築物等 修復	常識門		石造物		
	六賢台・霊明閣・客観廬・主観亭				

【参考】今後の予定

## 令和6年度埋蔵文化財対応状況について

令和6年度（2月末日現在）の埋蔵文化財対応件数は、以下のとおりである。

## 令和6年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	累計
(1)包蔵地照会	164	157	169	195	141	188	188	179	157	173	191	1902
(2)発掘届	5	5	8	3	2	10	5	4	5	5	2	54
(3)立会調査	1	5	3	1	1	0	2	3	2	3	3	24
(4)試掘・確認調査	2	3	1	5	1	2	4	1	4	4	3	30
(5)本調査	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1

埋蔵文化財包蔵地の照会件数は昨年度比で約1.6倍となっている。令和6年5月に区役所が新庁舎へと移転し、フロアごとに窓口が集約されたことにより、他課への問合せの際に併せて当課に照会を行う件数が増加したためと考えられる。

発掘届の提出件数と立会調査の件数は過去3年度と同程度であった。

試掘・確認調査については、2月末時点で30件実施しており、昨年度比で件数が倍増している。4月・7月・10月～1月に実施した個人住宅建設に伴う試掘調査と、5月に正門内部の部屋と通路で実施した確認調査の計7件は国庫補助金対象事業として行ったが、それ以外は原因者負担による試掘調査であった。地盤改良を行う開発や、大規模な土地の開発等が増加したためと考えられる。

本調査は11月に原因者負担事業として1件実施している。場所は弥生町四丁目29番内（神明町氷川神社遺跡）にて11月18日～2月13日の期間で行った。主な遺構は弥生時代や古墳時代の竪穴住居跡（写真1）や近世の区画溝、畑跡（写真2）などが確認された。古墳時代の遺構は本調査地点周辺では、これまで見つかっておらず、新たな発見として注目される。また本敷地は雑色村の村役人の屋敷内に所在しており、検出された遺構との関連性を考えていきたい。いずれも、発掘調査報告書の完成が待たれる。



写真1 古墳時代土師器出土状況



写真2 2区全景写真

## 旧中野刑務所正門について

旧中野刑務所正門（文化財名：旧豊多摩監獄表門。以下、「正門」とする。）に関する各事業について、以下のとおり報告する。

## 1 移築・修復工事の進捗について

## (1) 正門内部

令和6年12月以降、正門の左右の部屋にも鉄筋コンクリートによる補強基礎梁が設けられた。左右の部屋と中央の通路の補強基礎梁には、基礎の変形を防ぐため、仮設の水平拘束部材（突っ張り棒の役割を果たす鋼材）が設置され、その上に新たな床面が造られた（写真1）。今後、内部に足場が組み、建物の一体性の確保や補強のための鉄骨水平ブレースが、壁体上部に設置される予定である。

## (2) 正門周囲

曳家経路と曳家先については、現在、耐圧盤（荷重を支えるための鉄筋コンクリート製の床）の設置まで完了しており、正門周囲についても掘削が行われた。周囲の掘削された箇所には耐圧盤が設けられ、正門の東面・南面・西面には、耐圧盤の上に水平拘束鉛直ブレース（写真2の鉄骨による赤い三角形の支え）が設置された。この鉛直ブレースや北面の山留の部材と補強基礎の間には、床下同様水平拘束部材が設置され、正門の四周から押さえるように固定することで、基礎の変形や水平方向の移動を防いでいる。この後、正門直下（写真2のブルーシートで覆われている箇所）も徐々に掘削が進められると同時に仮受鋼材杭が設置され、正門を支持することになる。



写真1 床面の設置状況

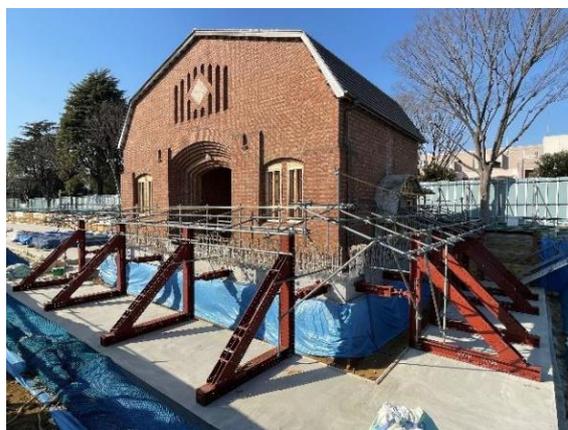


写真2 正門周囲の状況

## 2 曳家の情報発信について

正門の曳家は、令和7年の夏に行われる予定である。煉瓦造建造物の曳家は珍しい事例であることから、曳家の時期に合わせて公開見学会を実施する。

さらに、より多くの方に曳家の様子をご覧いただき、関心を持ってもらえるよう、曳家の様子の報道機関による取材や動画の公開など情報発信を強化していく。

### 3 工事仮囲いの活用について

移築・修復工事を行っている矯正研修所跡地の周囲には、現在仮囲いが設置されている。

敷地北側の仮囲いに、正門に関する説明や子どもの絵を印刷したシートを貼付し、門に関する情報発信の場等として活用する（写真3）。

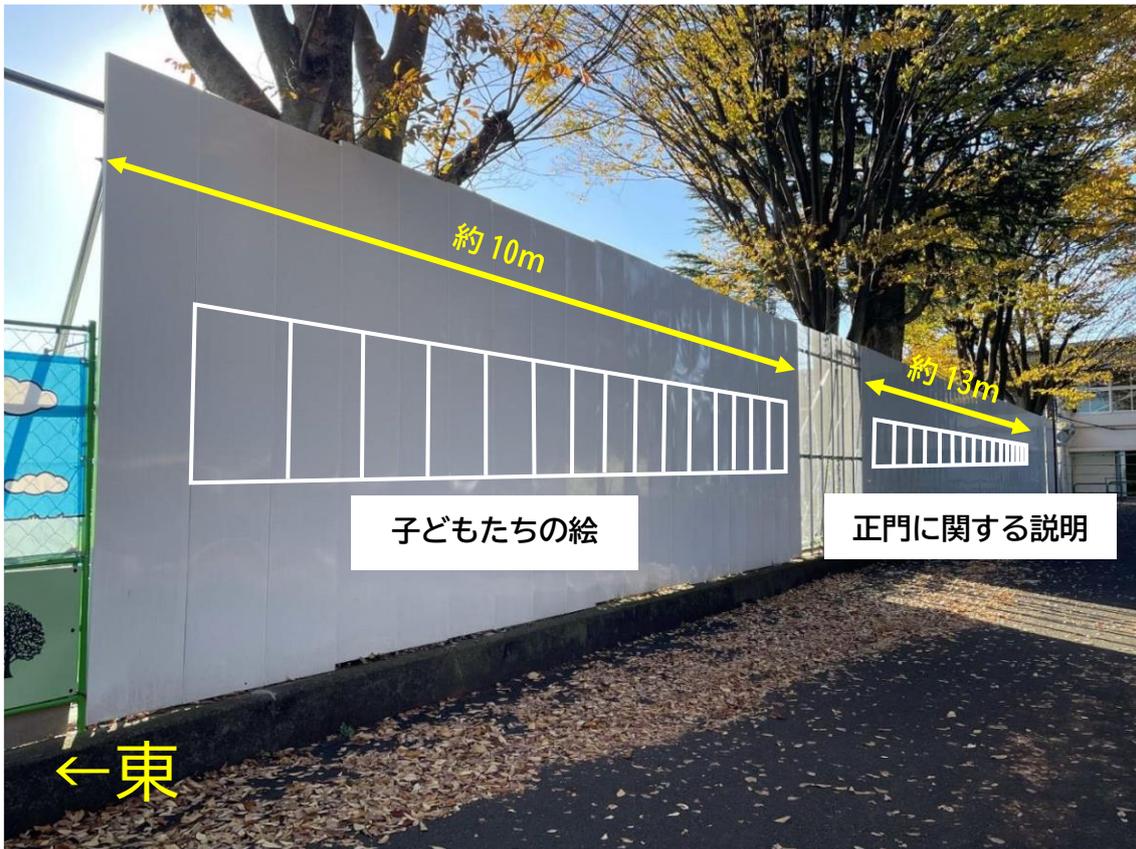


写真3 シート貼付イメージ（北東側より撮影）

## 区内文化財の保存と活用に向けた考え方の一部修正について

令和6年度第2回文化財保護審議会での委員からの指摘を踏まえ、下線を引いた箇所のとおり、一部を修正した。

## 【指摘があった事項】

- 無形文化財への対応が不明確である。
- フォローアップ調査について区所有の文化財とそれ以外のものについて並列的な記載が望ましい。
- 現況把握とフォローアップ調査は次元が異なるが、混同した記載となっている。

文化財とは、狭義には、文化財保護法や自治体の文化財保護条例で位置付けられた登録・指定されたものを指すが、広義には、登録・指定の有無に関わらず、人々の生活の中で生み出され、育まれてきた歴史的・文化的価値を有するもの全般を指すものである。

区内には、狭義の文化財だけでなく広義の文化財が存在しているが、それらの文化財は存続や継承が困難な事例が散見されるため、それらを適切かつ早急に保存し、次世代へ継承していくための取組が必要である。一方で、区や所有者、保持者、保持団体及び保存に当たっている人（以下、「所有者等」とする。）が有するリソース（人的・財政的資源）には限りがある。

以上を踏まえ、今後の文化財の保存と活用に向けた考え方を整理したので、以下のとおり報告する。

## 1 現状

区内には様々な文化財が点在している。それらは急速に進む開発や生活様式の変化、相続問題等を背景として、劣化、滅失又は散逸の恐れがあり、文化財的価値が失われてしまう事態が懸念されている。昨今の劣化、滅失、散逸の一例を示すと以下のとおりである。

## (1) 劣化

山崎家から貴重な文化財の寄贈を受け、約40年が経過する中、その一部である書院・茶室（写真1）、ひな人形（区指定有形文化財）等の劣化が進んでいる。

## (2) 滅失

細井家住宅主屋（写真2。元国登録文化財）や中野区土地地区画整理組合（弥生町）による区整碑は、開発により失われた。また、地域で行われていた祭りや講なども、後継者不足から廃止となる事例がある。

## (3) 散逸

地域の歴史や文化を語るうえで重要な資料である民俗資料（地蔵、庚申塔等）が、元々在った場所から散逸してしまっている。その一部は既に滅失した。



写真1 山崎家 書院・茶室



写真2 細井家住宅主屋

## 2 原因（課題）

- (1) 宅地等の急速な開発や生活様式の変化、相続問題など  
→保存・継承が難しくなり、売却・廃棄・廃止されてしまう。
- (2) 区内文化財の全容を十分に把握できていない。  
→十分な保存・活用につなげることができていない。
- (3) 文化財的価値等の周知が不足している。  
→地域の文化財に対する理解が十分とは言えない。
- (4) 広義の文化財については、保存・活用に向けた仕組みが確立されていない。

## 3 文化財の考え方

- (1) 文化財の重要性  
地域の歴史・文化の理解や継承には欠くことができないものであり、区民（国民）共有の貴重な財産である。
- (2) 文化財の登録・指定  
区では、文化財の中で特に重要なものを指定文化財として、保護する必要があるものを登録文化財として保全を図っている。
- (3) 区の責務  
区民（国民）の貴重な財産が損なわれないよう、適切な保存・活用を行うことは区の責務である。このことは、文化財保護法、文化芸術基本法、中野区文化財保護条例、中野区文化芸術振興基本方針で示されている。
- (4) 所有者の責務  
区を含めた文化財の所有者等には、管理責任が生じる。  
→状態の維持や活用には、継続的な資源の投入が必要である。

## 4 今後の方向性

- (1) 情報収集・調査の実施
  - ① 過去に調査を行った文化財の現況（存否・劣化状況等）の把握に努める。
  - ② 未確認の文化財に関する情報収集を行う。併せて区民等から情報を収集する仕組みを構築する。

- ③ また、①・②により現況を把握した文化財について、必要に応じて詳細な調査を実施する。  
特に、現況把握の段階で目に見える劣化が生じているもの、後継者不足が顕著なものについては、優先的に調査を実施する。

調査を実施しないと、どのような規模での修復が必要か、適切な記録保存の方法は何か、他の文化財よりも優先的（早急）に保存に取り組むべきかなどの見通しを立てることは、極めて困難である。

## (2) 保存・活用方法の検討

- ① 中野区文化財保護審議会の委員や専門家の意見を参考に、文化財的価値や保護の緊急性（老朽化の度合い）や優先度について検討を行う。
- ② どのような保存（修復等）・活用（記録保存等）ができるかを検討し、最適な方策を探る。
- ③ 所有者等の意向等を伺い、それらを踏まえた実施可能な方策等を所有者等に提案していく。
- ④ 所有者等の意向等を踏まえた支援を実施する。

## (3) 最適な方策の実施

- ① 文化財的価値が減じないように、文化財の修復を行い保存・活用を行う。
- ② 3Dスキャンなどの先端技術も視野に入れた記録や保存を行い、その成果を区民に公開することで、文化財の魅力を周知する。
- ③ 更なる文化財の保存・活用と区民等への周知と理解、協力を得るため、ふるさと納税の寄附の充当先やクラウドファンディングの実施について検討する。

※上記（1）～（3）の各段階で区民等に対する理解と協力を図り、区は情報発信を行う。

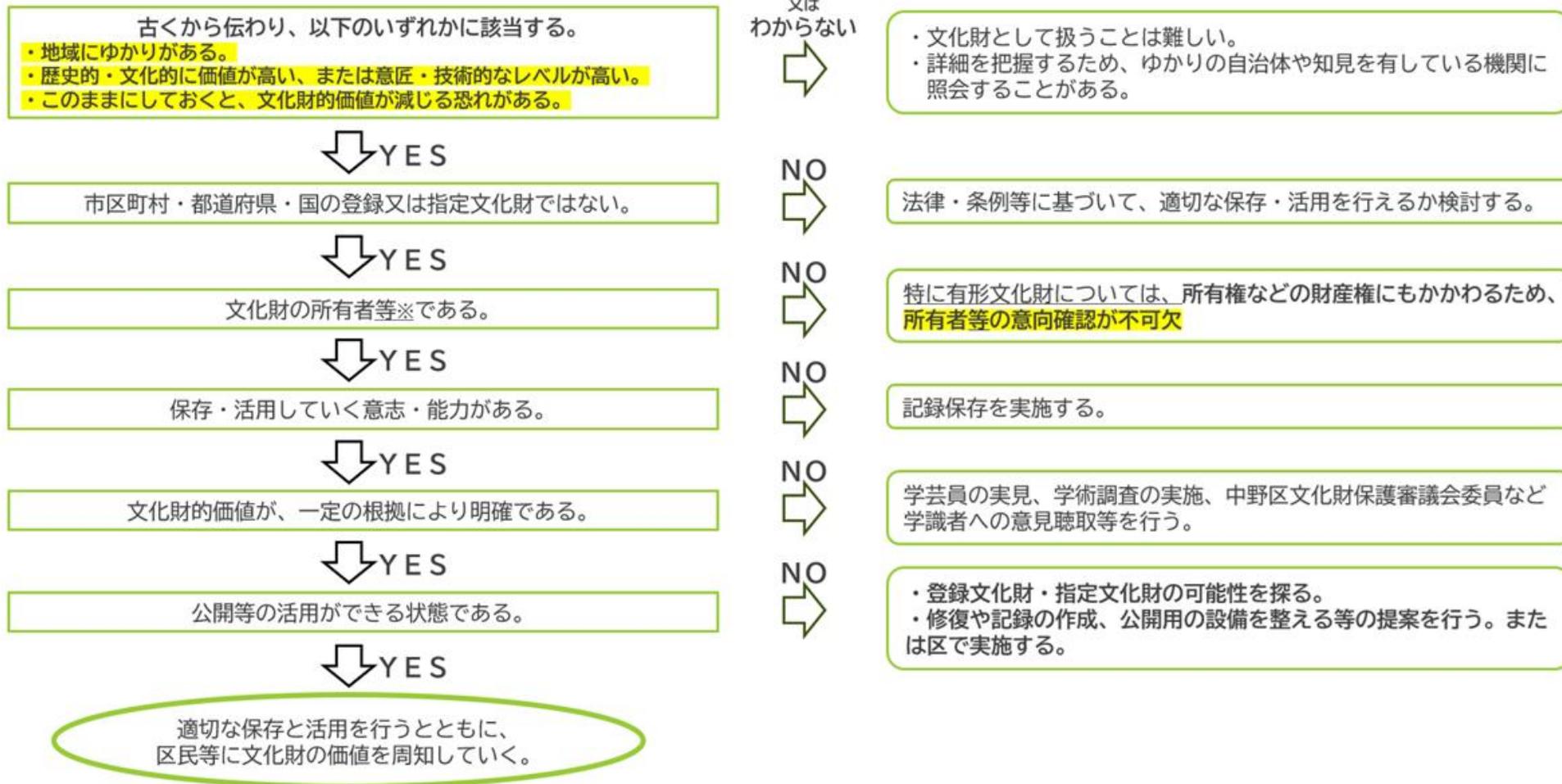
## 5 まとめ

- 文化財情報について、限られたリソース（人的・財政的資源）であることを踏まえ、古くから伝わり、地域にゆかりがあるものであり、また、歴史的・文化的に価値が高いもの、あるいは意匠・技術的なレベルが高いもの、さらに、このままにしておくと、文化財的価値が減じる恐れがあるものについて、優先的に調査等を実施する。
- 当該調査結果と専門家（中野区文化財保護審議会など）の意見を踏まえ、優先的に保存すべき文化財であるか、優先的に対応すべき事項は何かなどを明らかにした上で保存・活用を行う。また、記録保存と効果的な活用を図り、3Dスキャンなどの先端技術の利用も検討する。
- 区が所有若しくは管理する以外の文化財の保存・活用にあたっては、所有者等の意向を前提とする。
- 区民等の理解と協力を得るとともに、財源の確保を図り、寄附やクラウドファンディングの実施に努める。
- 本考え方にに基づき、区が文化財行政を進めていく上で、適切な人的リソース（学芸員等）を探るとともに、その確保に努める。

**【参考】 今後の予定（想定）**

- ・ 山崎家書院・茶室の学術調査の実施（令和7年度）
- ・ 山崎家書院・茶室の文化財指定（令和8年度）
- ・ 山崎家ひな人形（次郎左衛門雛）の修復（令和7年度）
- ・ 文化財や区の歴史に関する情報・資料の収集強化（令和7年度～）
- ・ 過去に調査した文化財の現況把握の実施（令和7年度～）

## 方策等の提案フローチャート（案）



※所有者等：所有者、保持者、保持団体及び保存に当たっている人

## 山崎家のひな人形(古今雛)の修復について

## 1 経緯

区指定有形文化財で歴史民俗資料館所蔵の山崎家のひな人形（次郎左衛門雛、古今雛）については、劣化が進んでいることから文化財の修復の実績を有している専門機関に相談し、本来有している文化財的価値を損なわない修復をすることが最善である方針を立て、令和6年度、まずは古今雛の修復を古文化財保存修復研究所に依頼し、修復を進めているところである。以下、修復内容等について報告をする。

## 2 修復内容

## (1) 顔面

男雛、女雛共に胡粉でひび割れの補修等、彩色の剥落止め補彩等を行う(写真1)。

## (2) 頭部

男雛、女雛共、頭部損傷部分は正麩糊等で剥落止めし、補強する(写真2)。

## (3) 道具

ひな人形が身に着ける各種道具を補修する(写真3、4)。

## (4) 衣装

全体の埃や汚れについて、刷毛等を使用して清掃する。ほつれや破れが進行しないように裏打ち等を施す(写真5)。

## 3 今後のスケジュールと取り扱い

古今雛一対は今年度末に修復が終了し、来年度に次郎左衛門雛一対の修復を行っていくことを予定している。

修復後の古今雛の展示にあたっては照度を落とし、温湿度管理を徹底して展示を行うなど劣化が進行しないように十分に配慮することが重要である。

## 4 その他

作業を進める過程で、女雛の衣装の中に和紙の包み紙が発見された(写真6)。包み紙の中に白い粉末状の物質が入っており、おそらく樟脳であり、防虫剤として入れたものである可能性が高い。また包み紙には再利用紙で、「号」の旧字体である「號」の文字が観察された。このことから歴史民俗資料館に寄贈される前の山崎家所有の時代に入れられ、大切に保管されていたことが改めて判かった。



写真1 胡粉を用いた顔の補修



写真2 正麩糊による頭髪の剥落防止



写真3 檜扇の補修



写真4 裳の皺伸ばし



写真5 衣装の破れを補修



写真6 衣装の背面に包み紙